

[関係法規] 広告可能範囲

歯科技工所管理委員会
委員長 下澤 正樹

医療関係施設や各職規定法では、それぞれに「広告の制限」が定められています。
「歯科技工の業」と「歯科技工所」については、歯科技工士法に広告が可能な事柄をポジティブリストとして明示しています。ここではその内容を確認します。

< 制限の役割と構成 >

歯科技工士法（昭和三十年八月十六日、法律第百六十八号）
（広告の制限）

第二十六条 歯科技工の業又は歯科技工所に関する事項

文書その他のいかなる方法によるを問わず、何人も、次に掲げる事項を除くほか、広告をしてはならない。

- 一 歯科医師又は歯科技工士である旨
- 二 歯科技工に従事する歯科医師又は歯科技工士の氏名
- 三 歯科技工所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 四 その他都道府県知事の許可を受けた事項

2 前項各号に掲げる事項を広告するに当つても、歯科医師若しくは歯科技工士の技能、経歴若しくは学位に関する事項にわたり、又はその内容が虚偽にわたつてはならない。

歯科技工士法（昭和三十年八月十六日、法律第百六十八号）
第六章 罰則

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 (略)
- 二 (略)
- 三 第十九条、第二十一条第一項若しくは第二項、第二十二条又は第二十六条の規定に違反した者
- 四 (略)

(平一三法八七・旧第三十一条縁下・一部改正)
平一八法五三・一部改正

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第三十条第三号又は第三十二条第三号若しくは第四号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

「広告」は国民の保健衛生に大きな影響を与えます。広告の制限にはその被害を未然に防ぐ役割があり、競争条件を整えます。

条文には「何人（なんびと）も…」とあり、広告する者に資格があるかないか、また送出が会社からか個人からかを区別しません。

例えば医療法では医業、歯科医業、病院、診療所などを取りあげ、また各専門職分野ではそれぞれの法令などで定め、併せて社会変化に合わせてガイドラインでも導いています。

< 歯科技工に関する広告規制の内容 >

- 1 「歯科技工の業」や「歯科技工所」について
⇒歯科技工の内容や費用、歯科技工所の宣伝など
- 2 文書をはじめ、他の方法であっても
⇒用紙の郵送、FAX送信やTVなど他の媒体でも
- 3 誰が発信しても、免許の有無や歯科技工所であるかないかにかかわらず
⇒歯科技工所であってもなくても適用されますが
- 4 次に掲げる事項は広告できます。
 - ①歯科医師か歯科技工士の免許をもっていること
 - ②歯科医師か歯科技工士の名前
 - ③歯科技工所の名称・屋号、電話番号、住所
 - ④ほか都道府県知事から許可を得た事柄
⇒「知事の許可を得たもの」を加えることができます
- 5 上記①～④であっても、記載内容（技能、経歴、学位等）に虚偽があれば違法です。

< 広告違反の罰則 >

- 6 三十万円以下の罰金で
- 7 「違反の行為者」に加えて、その事業体（法人又は事業者）にも罰金刑が科されます。